

## インフラ DX 推進業務（データ連携基盤構築）業務仕様書

### 1. 業務内容

- (1) 業務名：インフラ DX 推進業務（データ連携基盤構築）
- (2) 納入場所：宮崎県県土整備部技術企画課

### 2. 業務目的

宮崎県県土整備部では、土木事務所の平常時における業務改善を目的に、現状業務の課題や問題点を整理するとともに、DX の考え方を取り入れた施策を検討し、土木分野の各部署で横断的に情報連携を実現する「データ連携基盤」の構築に向けた、機能要件を整理した。

本業務では、デジタル道路地図等を基盤とした、施設台帳のデータ管理や対応記録の情報共有等が可能となるデータ連携基盤を導入し、業務の効率化・高度化を図るものとする。

### 3. 業務方針

- (1) デジタル道路地図（Web-GIS）を基としたデータ連携基盤を導入し、施設管理データを各分野間のデータ連携することにより業務の効率化を図る。
- (2) 屋外からの施設データ閲覧・表示や、被害状況や住民対応の記録などを登録・共有することにより、業務の効率化とサービス向上を図る。
- (3) 将来的には、各部署が今後構築する予定の情報統合システム(仮称)などとの連携や、県民が閲覧できることを視野に入れたシステムを目指し、県土整備部職員約 700 名の利用を想定する。

### 4. 業務内容

#### (1) 計画準備

本業務の実施概要、実施方針、作業工程、実施体制、品質管理計画等を検討し、業務計画書として取りまとめる。

今回のシステム構築後の利用者数については、主に道路関係職員約 200 名を想定しており、屋外からのタブレットによる利用台数は約 100 台を想定している。

#### (2) データ連携基盤の詳細検討

データ連携基盤の構築に向けた機能要件として、①データ集約機能、②各分野間のデータ連携機能、③地図と各種資料の紐付け機能、④屋外での作業効率化機能、⑤データ分析基盤、⑥災害対応支援・災害情報共有基盤の 6 つの機能を整理しており、これらを可能とするデータ連携基盤構築に必要なサーバのリソース、OS 等の検討を行う。

データ連携基盤は、県が管理するサーバ統合基盤または、クラウド基盤での構築を検

討すること。

クラウドサービスを利用してシステムを構築する場合は、政府情報システムのためのセキュリティ評価制度（ISMAP）に準拠又は準拠予定のサービス上で構築されることが望ましい。

また、データ連携基盤を構築の際に、サーバの利用等維持管理にかかる費用(サーバ利用料/クラウドサービス利用料/運用保守など)が必要な場合は、本調達に含めること。

宮崎県サーバ統合基盤利用にあたっては、別に定める「サービス仕様書」を参照し、「2.3システム担当課とサーバ統合基盤の役割分担」のシステム担当課の役割について受託者で実施すること。

また、構築後のシステム運用に際して、運用保守の負担が軽減するように検討し、提案すること。

### (3) データ連携基盤の構築

本業務では、データ連携基盤の以下の機能を構築するものとする。なお、情報統合システムとデータ連携基盤とのデータ連携や導入するソフトウェアは、汎用性の高いものを採用する。(オープンソースソフトウェア、Shape 形式等の汎用性あるデータ形式)

また、システム構築後の運用（データ登録・更新など）を効率的なものとする。

機能の詳細は、別に定める「データ連携基盤構築に関する機能要件書」を参照すること。

#### 1)データ集約機能

##### ①Web-GIS 機能（庁内用）

- ・各部署が今後構築する予定の情報統合システム（仮称）から各種データの閲覧、表示を行うために Web-GIS 機能を構築する。
- ・Web-GIS 上では、地図の基本機能が操作できるものとする（地図の拡大・縮小、背景地図の表示、距離計測等）。
- ・データベースに登録された各種地図データ（Shape 形式を想定）をレイヤで区分し、各レイヤが選択表示する。
- ・システム構築にあたり、Web-GIS 機能の画面設計及び処理設計を行う。

##### ②データベース機能（庁内用）

- ・各部署が今後構築する予定の情報統合システム（仮称）から送信された各種データを保存するためのデータベース機能を構築する。
- ・データベースに保管された各種データは、Web-GIS 機能を用いて、庁舎内の職員のパソコンから閲覧できるものとする。

#### 2)各分野間のデータ連携機能

##### ①地図情報の重ね合わせ機能

- ・データ連携基盤に搭載された各種地図データをレイヤで振り分けて、地図の重ね合わせを行う機能を構築する。

- ・システム構築にあたり、地図情報の重ね合わせ機能の画面設計及び処理設計を行う。

#### ②地図から範囲指定結果の一覧表示機能

- ・地図上で範囲を指定すると、当該範囲にある各種データを一覧形式等で表示する機能を構築する。

- ・システム構築にあたり、地図から範囲指定結果の一覧表示機能の画面設計及び処理設計を行う。

### 3)屋外での作業効率化機能

#### ①Web サーバ機能（外部向け）

- ・屋外（インターネット経由）から各種データの閲覧、表示を行うために Web-GIS 機能を構築する。

- ・Web-GIS 上では、地図の基本機能が操作できるものとする（地図の拡大・縮小、背景地図の表示、距離計測等）。

- ・システム構築にあたり、Web-GIS 機能の画面設計及び処理設計を行う。

#### ②タブレットによる情報閲覧機能（道路台帳・苦情等）

- ・タブレットからインターネットを経由して、データ連携基盤に保存された道路台帳と苦情等の情報を閲覧できる機能を構築する。

- ・システム構築にあたり、情報閲覧画面の設計及び処理設計を行う。

#### ③タブレットによる情報登録機能（苦情・被害情報等）

- ・タブレットからインターネットを経由して、苦情や被害情報がデータ連携基盤に保存できる機能を構築する。

- ・システム構築にあたり、情報登録画面の設計及び処理設計を行う。

### (4) 打合せ協議（計 4 回）

本業務の円滑な履行を目的に、打合せ協議を初回、中間時（2 回）、納品時の計 4 回実施する。

### (5) スケジュール

本業務におけるデータ連携基盤の構築については、令和 7 年 3 月 25 日までとし、事前にシステムのテスト及びシステム使用マニュアルの作成を行うこととする。

## 5. 成果品（提出書類等）

本業務における成果品を下記に示す。報告書には、業務内容に記載の項目にとりまとめることとし、本県との協議により必要と判断された成果品が生じた際には、別途提出すること。これらの成果品の様式は受注者の様式を活用したもので差し支えないが、記載内容

については、事前に協議すること。

- ・ 報告書（概要版含む） 1 式
- ・ システムソースプログラム 1 式
- ・ テスト計画書、テスト結果報告書 1 式

## 6. その他留意事項

### (1) 秘密の保持

当該委託業務に従事する者は、この契約の履行に当たって知り得た秘密を他人に漏らしてはならない。また、契約期間が満了し、又はこの契約が解除された後においてもなおその効力を有するものとする。

### (2) 個人情報の保護

当該委託業務を処理するため個人情報を取り扱うに当たって、別記個人情報取扱特記事項を遵守しなければならない。

### (3) 疑義の解決

本業務の委託契約書及び業務仕様書に定めるもののほか、疑義が生じた場合は、本県と受託者が協議のうえ決定するものとする。

### (4) 貸与資料と使用期限

本県は、業務を実施するにあたって必要な資料を受託者へ貸与する。受託者は貸与された資料の取り扱い及び保管を慎重に行い、業務上必要であっても本県の承諾なくして複製又は複製してはならない。この場合の承諾は書面により行う。なお、業務完了後はすみやかに返却しなければならない。

### (5) 第三者への委託（地元企業への再委託の配慮）

受託者は、業務の全部又は一部を第三者に委託してはならない。ただし、成果品の品質向上のための委託、業務の効率性向上のための委託、宮崎県に本社を置く地元企業の技術力向上につながるための委託についてはこの限りでない。（再委託については、宮崎県に本社を置く地元企業を活用されたい）

なお、この場合であっても書面による本県の承認を得ることとし、再委託先についても、「(1) 秘密の保持」、「(2) 個人情報の保護」の制約を負わせるものとする。

### (6) 損害賠償等

本業務の実施に関し、受託者が本県及び第三者に事故等の損害を与えた場合は、受託者は直ちに損害を被害者に賠償しなければならない。

また、本県が契約を解除した場合、受託者に損害があっても本県は受託者に対しその損害を賠償しない。

### (7) 完了

業務は成果品納品書と共に成果品を提出し、本県の完了検査を受け、検査合格により完了とする。検査不合格の場合は、直ちに補正等の必要な措置を講じなければならない。

(8) 成果品の保証期間（瑕疵担保）

成果品の納入後1年を保証期間とし、保証期間内に品質基準を満たしていないことが判明した場合には、受託者の責任において関連する項目を再検査し、不良個所の修補等の必要な措置を講じなければならない。これにかかる費用は受託者の負担とする。

なお、成果品の瑕疵が本県の指示により生じたものであるときは、本規定を適用しないものとする。ただし、本県の指示が不相当であることを受託者が指摘しなかったときは、本規定を適用するものとする。

(9) 成果品の帰属（著作権等）

1) 受託者は、本規定に定める以外の本業務による納入物の著作権、並びに翻訳権・翻案権及び二次的著作物の利用に関する権利を、本県に譲渡するものとし、この場合の譲渡に係る費用は委託料に含まれるものとする。また、著作者人格権は行使しないものとする。

2) 納入物のうち本件プログラムについては次の定めに従い、取り扱うものとする。

① 本件プログラムに結合され又は組み込まれていたもので、受託者が従前から有していたプログラム（コンテンツ、データベースを含む。）及び受託者が業務の実施中新たに作成したプログラム（コンテンツ、データベースを含む。）の著作権並びに第三者ソフト及びフリーソフトの著作権は、受託者又は当該第三者に留保されるものとする。ただし、本県は、納入された本件プログラムの著作物の複製物を、著作権法第47条の3の規定に基づき、複製、翻案することができる。

② 本県及び受託者が業務遂行において、本県の仕様により新たに作成したプログラムの著作権は、本県及び受託者の共有とし、受託者は本県の許可を得た上で、著作権法に基づき自ら利用し、又は第三者に対して利用を許諾することができる。ただし、リンクバナー等画像ファイルや本県の仕様による独自デザインを行った画像ファイルの著作権、サイト等については第1項のとおりとする。

3) 納入物のうち前項に定めるもの以外のドキュメントの著作物については次の各号の定めに従い、取り扱うものとする。

① 受託者が従前から有していたドキュメントの著作権及び受託者が業務の実施において新たに受託者が単独で著作したドキュメントの著作権は、受託者に留保されるものとし、本県は、本契約に基づき本件ソフトウェアを自己利用するために必要な範囲でこれらを著作権法に従って利用できるものとする。

② 前号以外のドキュメントの著作権等の取り扱いについては、上記(9)の1)のとおりとする。